



## 米国カリフォルニア州における 公共水道システムの統合について (その1)

### (はじめに)

米国カリフォルニア州の「カリフォルニア水委員会 (California Water Boards)」は、「州水資源管理委員会 (State Water Resources Control Board) (略称: 州水委員会 (State Water Board))」と9つの「地域委員会 (Regional Boards)」で構成されています。

州水委員会 (State Water Board) は、カリフォルニア環境保護庁の権限の下で運営されている6つの環境関連組織の1つであり、州水委員会の使命は、環境、公衆衛生及び全ての有益な用途の保護のために、カリフォルニアの水資源と飲料水の品質を維持、強化及び回復し、現在及び将来の世代のために適切な水資源の割り当てと効率的な使用を確保することとされています。

(参考) 6つの環境関連組織

California Air Resources Board  
Department of Pesticide Regulation  
Department of Resources Recycling and Recovery (CalRecycle)  
Department of Toxic Substances Control  
Office of Environmental Health Hazard Assessment  
State Water Resources Control Board

(出典) <https://calepa.ca.gov/boards-departments-and-offices/>

一方、カリフォルニア州では、2015年6月24日に施行された「上院法案 88 (法令 2015年、27章)」により、「カリフォルニア健康及び安全規則 (California Health and Safety Code)」に第 116680-116684 条が追加され、州水委員会が、安全な飲料水を一貫して提供することができない特定の水道システムに対して、他の公共水道システムとの統合、又は他の公共水道システムからサービスの拡張を受けることを要求できるようにしました。統合は、物理的に又は経営面で行うことができることとされています。

(出典) [https://www.waterboards.ca.gov/drinking\\_water/programs/compliance/](https://www.waterboards.ca.gov/drinking_water/programs/compliance/)

そこで、

1. カリフォルニア州における水道システムの定義及び統計
  2. 水道の連携及び統合
  3. カリフォルニア健康及び安全規則第 116680-116684 条
  4. 強制的な公共水道システムの統合
- について、概要を紹介することとします。

### (参考1) カリフォルニア州の人口及び面積

人口：39,536,653人（2018年）

面積：423,967km<sup>2</sup>

（出典）[https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/m08\\_04.html](https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m08_04.html)

### (参考2) 米国の公共水道システムについて

米国の安全飲料水法では、公共水道システム（Public Water System）を「市町村等水道システム（Community Water System）」と「専用水道システム（Non-community Water System）」の2種類に大別している。このうち専用水道システムについては、水道の利用者が一定期間変化しないかどうかを基準としてさらに2種類に分けられており、それぞれ「一時利用の専用水道システム（Transient Non-Community Water System）」、「非一時利用の専用水道システム（Non-Transient Non-Community Water System）」と呼ばれる。各システムの特徴を下表に示す。

公共水道システムの種類		
名称	定義	施設の例
市町村等水道	年間を通じて、25人以上の同じ人々又は給水接続15件以上に給水	地方自治体、集合住宅、トレーラーハウス
専用水道 （一時利用）	年間60日以上、25人以上の必ずしも同じではない人々に給水	ホテル、レストラン、キャンプ場、ガソリンスタンド
専用水道 （非一時利用）	年間6ヶ月以上、25人以上の同じ人々に給水	学校、工場、病院、オフィスビル

### (参考3) 経済的不利地域（Disadvantaged community）について

カリフォルニア州の「健康及び安全規則（Health and Safety Code - HSC）第116275条では、「経済的不利地域（Disadvantaged community）」を以下のように定義している。

「経済的不利地域」とは、世帯収入の中央値が州全体の年間世帯収入の中央値レベルの80%未満である、地域の水道システムの給水区域全体又はその地域を意味する。」

（出典）[http://www.leginfo.ca.gov/pub/15-16/bill/sen/sb\\_0051-0100/sb\\_88\\_bill\\_20150624\\_chaptered.htm](http://www.leginfo.ca.gov/pub/15-16/bill/sen/sb_0051-0100/sb_88_bill_20150624_chaptered.htm)

なお、「Estimating Median Household Income for Community Water Agencies: A Case Study of Los Angeles County」によれば、「2016年米国地域調査（American Community Survey 2016）のカリフォルニア州全体の世帯収入の中央値の5年間の推定値は63,783米ドル（約702万円）である。したがって、80%閾値は51,026米ドル（約561万円）で、60%閾値は38,270米ドル（約421万円）である。」とのことである。（1米ドル=110円で換算）

### (参考4) 米国の地方政府（特に「郡」の位置づけ）について

地方政府のうち、広範囲の業務を営む一般目的地方政府は、郡（カウンティ）、市町村、タウンおよびタウンシップに分類できる。まず、州は基本的には地域的管轄区としての郡（counties）に分割区分されており、郡政府（county governments）は州政府の下位機関となっている。この郡は一般的に、比較的権限の狭いタウンシップまたはタウン（towns or townships）に分割されている。このうち、一部のタウンシップまたはタウンは、自治体憲章を取得することで、より自主性が強く権限の広い市（cities）、バラ（boroughs）、ヴィレッジ（villages）などの市町村（municipalities）に法人化されている。

（出典）アメリカにおける連邦・州・地方の役割分担（橋都由加子）

# 1. カリフォルニア州における水道システムの定義及び統計

## 1-1 カリフォルニア州における水道システムの定義

カリフォルニア州では、米国の安全飲料水法で規定している「市町村等水道システム (Community Water System)」、「一時利用の専用水道システム (Transient Non-Community Water System)」、「非一時利用の専用水道システム (Non-Transient Non-Community Water System)」に加え、カリフォルニア健康及び安全規則第 116275 条において、「州小規模水道システム (State small water system)」を規定している。

	名称	定義
公共水道システム (PWS)	市町村等水道システム (C)	年間を通じて、25 人以上の同じ人々又は 給水接続 15 件以上に給水するシステム
	専用水道 (一時利用) システム (NC)	年間 60 日以上、25 人以上の必ずしも同じではない人々に給水するシステム
	専用水道 (非一時利用) システム (NTNC)	年間 6 ヶ月以上、25 人以上の同じ人々に給水するシステム
非公共水道システム	州小規模水道システム (SSWS)	給水接続 5 件以上 14 件以下に給水するシステムであって、年間 60 日を超えて日平均 25 人を超える人々に定期的に給水していないシステム

(注1) カリフォルニア健康及び安全規則の「州小規模水道システム (State small water system)」の定義

(n) 「州小規模水道システム」とは、人が消費するために水道水を公衆に提供するためのシステムで、5 件以上 14 件以下の給水接続を提供し、年間 60 日を超えて日平均 25 人を超える人々に飲料水を定期的に提供していないシステムを意味する。

(出典) California Health and Safety Code § 116275

(注2) カリフォルニア健康及び安全規則の「給水接続 (Service connection)」の定義

(s) 「給水接続」とは、顧客の配管等と、水道システムのメーター・給水管等との間の接続ポイントを意味する。

(出典) California Health and Safety Code § 116275

一方、州水委員会 (State Water Board) の資料によれば、

\* 200 以下の給水接続を有する公共水道システムは、カリフォルニア州下の法施行責任機関である「郡 (County)」が規制することができる。

\* 州小規模水道システムは、公共水道システムではない。

とのことである。

(出典)

[https://www.waterboards.ca.gov/drinking\\_water/certlic/drinkingwater/documents/publicwatersystems/class\\_dec\\_tree.pdf](https://www.waterboards.ca.gov/drinking_water/certlic/drinkingwater/documents/publicwatersystems/class_dec_tree.pdf)

なお、サンタローズ郡 (County of Sonoma) の「Environmental Health」では、州小規模水道システム (SSWS) に対して、以下のサービスを提供しているとのことである。

\* 運営許可証の発行

\* 定期的な水道システムの監視の実施

\* 水質モニタリングデータの評価

\* 法令遵守の取組みの調査

(出典)

<http://sonomacounty.ca.gov/Health/Environmental-Health/Water-Quality/State-Small-Water-Systems/>

## (参考) 小規模水道システム (small water systems) について

- Contra Costa Health Services の資料から -

### (歴史的背景)

1974年に米国議会は安全飲料水法を可決した。同法の目的は、公衆に供給される飲料水が安全で健康的で飲料水であることを保証することである。

安全飲料水法の規定は、環境保護庁 (EPA) によって実施されている。EPA は規制を確立し、全ての公共水道が満たさなければならない全国の飲料水基準を設定することを要求されている。

安全飲料水法は 1986 年に改正され、特定の処理技術の適用を含む、追加の飲料水基準の展開が義務付けられた。

カリフォルニアでは、公衆衛生部局が全ての大規模水道システム (200 件を超える給水接続があるシステム) に対して安全飲料水法を施行している。小規模水道システムは、地元の保健部門によって規制されている。カリフォルニア州では、州及び郡の保健部局が約 12,450 の公共水道システムを規制しており、そのうち 11,000 は小規模水道システムに分類されている。

### (小規模水道システムとは何か?)

1986 年カリフォルニア安全飲料水法では、公共水道システムは、5 件以上の給水接続 (service connection) があるか、定期的に年 60 日間以上かつ毎日 25 人以上に給水するシステムとして定義されている。

小規模水道システム (small water system) は、200 件未満の給水接続を提供する公共水道システムである。小規模水道システムは、さらに 4 つのカテゴリーに分類される。

- ・小規模市町村等システム (Small Community Systems) : 15~199 件の給水接続を提供
- ・地方小規模システム (Local Small Systems) : 2~14 件の給水接続を提供
- ・専用水道システム (Noncommunity Systems) : 25 人以上の非居住者に年間 60 日以上サービスを提供
- ・非一時的利用の専用水道システム (Non-transient Non-Community Systems) : 年間 6 か月以上、25 人以上の同じ非居住者個人にサービスを提供

### (小規模水道システムの運営のための基本的な要件は何か?)

1. 地元の保健部局からの有効な給水許可証を所持している。
2. 常時、安全で良質な飲料水を十分な量・十分な水圧で消費者に提供する。
3. 水利用者の健康に差し迫った脅威が生じた場合に実施される承認済み緊急通知計画を備えている。
4. 州の規制で指定されている必要な水質の監視と報告を行う。
5. 汚染された水の飲料水への逆流を防止するため、クロスコネクションプログラムを維持する。
6. 水質基準又は監視要件に違反した場合は、必ず公衆に通知する。

(出典) Small Water Systems

<https://cchealth.org/eh/small-water/>

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。  
〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-rl.html>

#### 水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。  
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。